# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名					
21	海南市	母子保健に関する事務	基礎項目評価書			

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

海南市は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

和歌山県海南市長

### 公表日

令和3年8月30日

[平成31年1月 様式2]

#### T 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称 母子保健に関する事務						
②事務の概要	母子保健法等の規定に基づき、乳幼児健康診査情報の管理、統計報告資料作成等を行う。 特定個人情報ファイルを取り扱う業務 ①乳幼児健康診査対象者に個人通知するための情報を管理する。 ②乳幼児健康診査受診等の記録(氏名、年齢、住所、実施日、結果等)を管理する。 ③乳幼児健康診査結果等の記録から統計報告を行う。 ④妊娠届出者の妊婦健康診査受診等の記録(氏名、年齢、住所、実施日、実施医療機関、結果等)を管理する。 ⑤申請・届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。 ⑥処分通知等は郵送・マイナポータルのお知らせ機能で通知する。					
③システムの名称	1.健康管理システム(サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)含む) 2.統合宛名システム 3.中間サーバー・ソフトウェア					
2. 特定個人情報ファイル名						
1 健診対象者ファイル	1 健診対象者ファイル					

1.健診対象者ファイル 2.宛名情報ファイル

#### 3. 個人番号の利用

法令上の根拠 番号法別表第一の第49の項

### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無   [ 実施する ]	①実施の有無
-------------------	--------

番号法第19条第8号、別表第二の第56の2、70の項 ②法令上の根拠

#### 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	(らし部)健康課			
②所属長の役職名	健康課長			

#### 6. 他の評価実施機関

#### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

海南市役所 総務部 総務課 〒642-8501 和歌山県海南市南赤坂11番地 TEL 073-483-8590 請求先

#### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先
-----

### Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未満 ]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和3年7月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいつ時点の計数か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
		令和3年7月1日 時点				
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

## Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
	項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書					
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載 されている。								
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供ネットワークシ	ステムを通じた入	手を除く。)					
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[ ]委託しない					
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
5. 特定個人情報の提供・移転		フークシステムを通り						
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[	]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)					
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
7. 特定個人情報の保管・注	<b>肖去</b>							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
8. 監査								
実施の有無	[〇] 自己点検	[ ] 内部	<u></u> 图監査					
9. 従業者に対する教育・啓発								
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行ってい	る ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない					

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年11月06日	I −7−請求先	海南市役所 総務部 総務課 〒642-8501 和歌山県海南市日方1525番地6 TEL 073-483-8590	海南市役所 総務部 総務課 〒642-8501 和歌山県海南市南赤坂11番地 TEL 073-483-8590	事後	庁舎移転による変更により重 要事項に当たらない
平成29年11月06日   I-8-連絡先   〒642-8501 和歌山県海南市日方1525番地6		海南市役所 くらし部 健康課 〒642-8501 和歌山県海南市南赤坂11番地 TEL 073-483-8441	事後	庁舎移転による変更により重 要事項に当たらない	
		番号法第19条第7項、別表第二の第56の2、70 の項	事後	番号法改正により情報提供の 対象となる事務の項番の追加	
平成31年04月01日	I -5-②所属長の役職名	くらし部 健康課 楠間 嘉紀	くらし部 健康課 健康課長	事後	様式改正に伴う変更のため
平成31年04月01日	Ⅱ-1-いつの時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	様式改正に伴う時点更新のため
平成31年04月01日	Ⅱ-2-いつの時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	様式改正に伴う時点更新のため
平成31年04月01日	Ⅳリスク対策	_	項目追加	事後	様式改正に伴う項目追加のため
令和2年01月01日	Ⅱ-1-いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	再実施に伴う時点変更のため
令和2年01月01日	Ⅱ-2-いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	再実施に伴う時点変更のため
令和3年08月30日	Ⅰ-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二の第56の2、70 の項	番号法第19条第8号、別表第二の第56の2、70 の項	事後	番号法改正による変更
令和3年08月30日	Ⅱ-1-いつの時点の計数か	令和2年1月1日 時点	令和3年7月1日 時点	事後	見直しによる変更
令和3年08月30日	Ⅱ-2-いつの時点の計数か	令和2年1月1日 時点	令和3年7月1日 時点	事後	見直しによる変更